

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 桶川市)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	6	4	101,000	11	7,000	0	94,000
1	80	キシレン	8	1	423,400	3	11,800	0	411,600
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	11	420,000	4	420,000	0	0
1	132	コバルト及びその化合物	1	11	150,000	8	150,000	0	0
1	133	酢酸2-エトキシエチル(別名 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	1	11	510	25	510	0	0
1	300	トルエン	7	2	1,037,000	1	168,000	0	869,000
1	308	ニッケル	1	11	470,000	2	470,000	0	0
1	349	フェノール	1	11	32,000	15	32,000	0	0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	11	2,100	20	2,100	0	0
1	392	ヘキサン	4	6	294,000	6	0	0	294,000
1	393	ベタナフトール	1	11	25,000	16	25,000	0	0
1	400	ベンゼン	4	6	53,300	12	0	0	53,300
1	405	ほう素化合物	1	11	2,100	20	2,100	0	0
1	411	ホルムアルデヒド	1	11	4,900	18	4,900	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	11	2,400	19	2,400	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	11	1,900	22	1,900	0	0
1	453	モリブデン及びその化合物	2	8	52,300	13	52,300	0	0
1	629	シクロヘキサン	1	11	1,400	23	1,400	0	0
1	667	炭化けい素	1	11	190,000	7	190,000	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	7	2	393,740	5	4,740	0	389,000
1	731	ヘプタン	5	5	111,900	10	1,900	0	110,000
1	737	メチルイソブチルケトン	1	11	9,700	17	9,700	0	0
2	276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン(別名 テトラエチレンペンタミン)	1	11	1,100	24	1,100	0	0
3	11	メタノール	2	8	113,000	9	113,000	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	8	52,000	14	52,000	0	0
		合計	—	—	3,944,750	—	1,723,850	0	2,220,900

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。